



山形県公報

平成19年6月1日(金)
第1845号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                                  |                   |     |
|--------------------------------------------------|-------------------|-----|
| 有害図書類の指定.....                                    | (女性青少年政策室) ...    | 908 |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....                           | (健康福祉企画課) ...     | 909 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....                        | ( 同 ) ...         | 910 |
| 生活保護法による指定医療機関の変更の届出.....                        | ( 同 ) ...         | 同   |
| 生活保護法による指定施術機関の指定.....                           | ( 同 ) ...         | 911 |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....                           | ( 同 ) ...         | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....                        | ( 同 ) ...         | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の変更の届出.....                        | ( 同 ) ...         | 912 |
| 救急病院等の告示.....                                    | ( 同 ) ...         | 913 |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....                 | (最上総合支庁福祉課) ...   | 同   |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の<br>名称の変更..... | (庄内総合支庁福祉課) ...   | 同   |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                              | (村山総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                              | ( 同 ) ...         | 914 |
| 同.....                                           | ( 同 ) ...         | 915 |
| 保安林内の皆伐面積の限度.....                                | (森 林 課) ...       | 同   |
| 開発行為に関する工事の完了.....                               | (村山総合支庁建築課) ...   | 917 |
| 同.....                                           | ( 同 ) ...         | 同   |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 山形県指定有形文化財の指定.....    | 同   |
| 山形県指定有形文化財の指定の解除..... | 918 |

### 公 告

|                                 |                 |     |
|---------------------------------|-----------------|-----|
| 一般競争入札の公告.....                  | (置賜総合支庁総務課) ... | 同   |
| 平成19年度狩猟免許試験の実施.....            | (みどり自然課) ...    | 919 |
| 平成19年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施..... | ( 同 ) ...       | 920 |
| 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....       | (建設企画課) ...     | 同   |
| 県営住宅入居者の一般公募.....               | (村山総合支庁建築課) ... | 921 |
| 一般競争入札の公告.....                  | (教育委員会) ...     | 925 |
| 技能検定審査及び教習指導員審査の実施.....         | (公安委員会) ...     | 926 |
| 警備員指導教育責任者講習の実施.....            | ( 同 ) ...       | 927 |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....            | (病院事業局) ...     | 928 |

### そ の 他

|                             |             |     |
|-----------------------------|-------------|-----|
| 平成19年度宅地建物取引主任者資格試験の実施..... | (建築住宅課) ... | 929 |
|-----------------------------|-------------|-----|

## 告 示

山形県告示第589号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成19年6月1日

山形県知事 齋 藤 弘

( 図 書 )

| 指定<br>番号 | 題 名                          | 図書コード等      | 発 行 所 等        | 指定の理由                               |
|----------|------------------------------|-------------|----------------|-------------------------------------|
| 8575     | Suppin EVOLUTION 2007年6月号増刊  | 15392 - 06  | (株)ジーオーティー     | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8576     | レディース・コミック[微熱] 6月号           | 09663 - 06  | セブン新社          |                                     |
| 8577     | Lady's Comic Special AYA 6月号 | 09671 - 06  | 宙出版            |                                     |
| 8578     | レディースコミック・タブー 6月号            | 19673 - 06  | 三和出版(株)        |                                     |
| 8579     | 愛の体験スペシャルDX2007 6月号          | 11585 - 6   | (株)竹書房         |                                     |
| 8580     | 絶対恋愛Sweet 6                  | 15557 - 06  | 笠倉出版社          |                                     |
| 8581     | Miniパラ VOL21                 | 11816 - 6/7 | (株)竹書房         |                                     |
| 8582     | 恋するエプロン                      | 50701 - 24  | 実業之日本社         |                                     |
| 8583     | ディープフェティシズム                  | 57612 - 91  | (株)竹書房         |                                     |
| 8584     | いけないよ ゆう子さん 秘!コンテスト編         | 52121 - 47  | (株)フロム出版       |                                     |
| 8585     | ケン月影の女・艶道中                   | 44651 - 14  | 宙出版            |                                     |
| 8586     | Comic モエマックス6 創刊Volume01     | 13705 - 6   | (株)モエールパブリッシング |                                     |
| 8587     | ACTION COMICS ベターハーフ         | 50170 - 94  | (株)双葉社         |                                     |
| 8588     | 秘書課 ドロップ                     | 57610 - 94  | (株)竹書房         |                                     |
| 8589     | 秘書課 ドロップ                     | 57612 - 94  | (株)竹書房         |                                     |
| 8590     | 本当にあった人妻の浮気体験EX Vol.2        | 57959 - 49  | (株)ぶんか社        |                                     |
| 8591     | ふたりエッチ ザ・チョイス ご近所恋愛レポート編     | 67504 - 18  | (株)白泉社         |                                     |

《参考》山形県青少年保護条例第8条第2項第1号及び第2号の規定(包括指定)に該当する有害な図書類

## (図書)

| 番号 | 題名                           | 図書コード等     | 発行所等         |
|----|------------------------------|------------|--------------|
| 1  | DVDどかん! DOKAN2007<br>6月号     | 06481 - 06 | 曙出版(株)       |
| 2  | DrピカソDX6 2007<br>June NO.147 | 06635 - 06 | メディア・クライス(株) |
| 3  | ジーマン 2007 No.135             | 05281 - 06 | (株)古川書房      |
| 4  | ニャン2倶楽部 2月号                  | 17017 - 02 | (株)コアマガジン    |

## (録画テープ等)

| 番号 | 題名             | 区分  | 発行所等         |
|----|----------------|-----|--------------|
| 1  | 痴悦の性癖 麗しのフェロモン | DVD | 有限会社隼エージェンシー |
| 2  | エロマダムズ12+C     | DVD | (有)タッチ       |

## 山形県告示第590号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年6月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地           | 指定年月日    |
|----------------|----------------------|----------|
| かめがさき整形外科      | 酒田市亀ヶ崎三丁目2番13号       | 平成19.4.1 |
| 医療法人千葉歯科医院     | 東置賜郡高畠町福沢南17番地の1     | 同        |
| 高柳整形外科クリニック    | 山形市十日町三丁目4番20号       | 同        |
| 加藤整形外科クリニック    | 南陽市島貫下堂ノ前615番地9      | 同        |
| いなむら耳鼻咽喉科クリニック | 山形市籠田三丁目1番2号         | 同 4.2    |
| よしだ耳鼻咽喉科クリニック  | 新庄市桧町21番地2           | 同 4.6    |
| 高木歯科医院         | 山形市十日町一丁目2番30号-202号室 | 同 4.13   |
| おきたま調剤薬局       | 長井市幸町16番12号          | 同 4.18   |
| 松本内科クリニック      | 山形市双葉町二丁目1番22号       | 同 5.1    |
| こせき内科消化器科クリニック | 同 大字千手堂字大門96番1号      | 同        |
| アイン薬局県立中央店     | 同 大字青柳1544番9号        | 同 5.7    |

## 山形県告示第591号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年6月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地       | 廃止年月日      |
|-------------|------------------|------------|
| 高木歯科医院      | 山形市香澄町二丁目3番32号   | 平成18.12.19 |
| かめがさき整形外科   | 酒田市亀ヶ崎三丁目2番13号   | 平成19.3.31  |
| 千葉歯科医院      | 東置賜郡高畠町福沢南17番地の1 | 同          |
| 加藤整形クリニック   | 南陽市島貫下堂ノ前615番地9  | 同          |
| 高柳整形外科クリニック | 山形市十日町三丁目4番20号   | 同          |
| 歯科すえひろ診療所   | 鶴岡市みどり町4番25号     | 同          |
| おきたま調剤薬局    | 長井市幸町16番12号      | 同          |

## 山形県告示第592号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年6月1日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

江場歯科医院  
東根市本町1番11号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地    |            | 変更年月日     |
|---------------|------------|-----------|
| 変更前           | 変更後        |           |
| 東根市大字東根甲530番地 | 東根市本町1番11号 | 平成19.2.10 |

## 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

須藤歯科医院  
東根市本町3番12号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地    |            | 変更年月日     |
|---------------|------------|-----------|
| 変更前           | 変更後        |           |
| 東根市大字東根甲558番地 | 東根市本町3番12号 | 平成19.2.10 |

## 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

奥山歯科医院  
東根市本丸西三丁目2番30号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地     |                | 変更年月日       |
|----------------|----------------|-------------|
| 変更前            | 変更後            |             |
| 東根市大字東根甲3940番地 | 東根市本丸西三丁目2番30号 | 平成19. 2. 10 |

## 山形県告示第593号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(第55条において準用する同法第49条)の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成19年6月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定施術機関の名称   | 開設者  | 指定施術機関の所在地    | 指定年月日      |
|-------------|------|---------------|------------|
| 鍼灸指圧 もりや治療院 | 森谷 修 | 山形市緑町三丁目4番26号 | 平成19. 4. 1 |

## 山形県告示第594号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年6月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地                          | 指定年月日      |
|-------------------|------------------|-------------------------------------|------------|
| 介護予防センターさくら       | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 酒田市中町一丁目14番14号                      | 平成19. 4. 1 |
| 済生会愛らんど地域包括支援センター | 介護予防支援           | 山形市小白川町二丁目3番1号<br>介護老人保健施設フローラさいせい内 | 同          |
| 花の里地域包括支援センター     | 介護予防支援           | 米沢市大字笹野170番地                        | 同          |
| デイサービスあっとほーむ太陽    | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 最上郡戸沢村大字名高1347番地16号                 | 同          |

## 山形県告示第595号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年6月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称  | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日      |
|------------|--------------------------|----------------|------------|
| 酒田市社会福祉協議会 | 訪問入浴介護<br>介護予防訪問入浴<br>介護 | 酒田市東泉町四丁目6番地13 | 平成19. 3.30 |

## 山形県告示第596号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年6月1日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ニチイケアセンター東根  
東根市神町東一丁目17番30号  
(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称    |             | 変更年月日      |
|--------------|-------------|------------|
| 変更前          | 変更後         |            |
| アイリスケアセンター東根 | ニチイケアセンター東根 | 平成19. 4. 1 |

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ニチイケアセンターさがえ  
寒河江市寒河江字横道13番1号  
(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称     |              | 変更年月日      |
|---------------|--------------|------------|
| 変更前           | 変更後          |            |
| アイリスケアセンターさがえ | ニチイケアセンターさがえ | 平成19. 4. 1 |

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
まつかぜケアサポートセンター  
東置賜郡高畠町大字高畠303番地  
(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称      |                | 変更年月日      |
|----------------|----------------|------------|
| 変更前            | 変更後            |            |
| はとみね荘居宅介護支援事業所 | まつかぜケアサポートセンター | 平成19. 4. 1 |

- 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
たきやま地域包括支援センター  
山形市大字岩波5番地  
(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称          |                | 変更年月日      |
|--------------------|----------------|------------|
| 変更前                | 変更後            |            |
| たきやま・ざおう地域包括支援センター | たきやま地域包括支援センター | 平成19. 4. 1 |

## 山形県告示第597号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

平成19年6月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 名称                   | 所在地           | 認定期間                         |
|----------------------|---------------|------------------------------|
| 医療法人社団みゆき会<br>みゆき会病院 | 上市市弁天二丁目2番11号 | 平成19年7月14日から<br>平成22年7月13日まで |

## 山形県告示第598号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年6月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社あたしん家<br>新庄市住吉町1051-2    | グループホームあたしん家<br>新庄市住吉町1051-2 | 共同生活援助      | 平成19. 5.22 |

## 山形県告示第599号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年6月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地 |                           | 障害福祉サービスの種類    | 変更年月日      |
|--------------------------------|-------------|---------------------------|----------------|------------|
|                                | 変更前         | 変更後                       |                |            |
| 特定非営利活動法人ホールド<br>酒田市浜田二丁目4番29号 | すまいるらんど     | すまいるらんどB<br>酒田市浜田二丁目4番29号 | 就労継続支援<br>自立訓練 | 平成19. 4. 2 |

## 山形県告示第600号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年6月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所            |
|----------|--------|---------------|
| 理事       | 高橋 功太郎 | 山形市大字青柳887    |
| 同        | 仁藤 満昭  | 同 落合町432      |
| 同        | 宗片 勝弘  | 同 大字青柳496     |
| 同        | 佐藤 健一  | 同 大字風間915     |
| 同        | 佐藤 恭平  | 同 934 - 2     |
| 同        | 武田 好紹  | 同 12          |
| 同        | 宗片 良明  | 同 大字青柳637 - 1 |
| 同        | 高橋 光雄  | 同 873         |
| 同        | 三沢 賢聿  | 同 大字青野682     |
| 同        | 石山 康雄  | 同 459 - 4     |
| 監事       | 齋藤 又雄  | 同 大字風間13      |
| 同        | 石山 要一  | 同 大字青柳255     |

## 山形県告示第601号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成19年6月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名      | 住所        |
|----------|---------|-----------|
| 理事       | 鈴木 信雄   | 山形市大字風間36 |
| 同        | 仁藤 満昭   | 同 落合町432  |
| 同        | 齋藤 又雄   | 同 大字風間13  |
| 同        | 武田 好紹   | 同 12      |
| 同        | 廣谷 明彦   | 同 大字青柳572 |
| 同        | 富塚 孝弘   | 同 765     |
| 同        | 熊谷 與右衛門 | 同 874     |

|    |       |   |          |
|----|-------|---|----------|
| 同  | 松田邦雄  | 同 | 1285 - 1 |
| 同  | 三澤孫四郎 | 同 | 大字青野550  |
| 同  | 三澤友吉  | 同 | 648      |
| 監事 | 森谷勝司  | 同 | 大字風間499  |
| 同  | 石山徹   | 同 | 大字青柳696  |

山形県告示第602号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、山口・田麦野土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成19年6月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住 所            |
|----------|-------|----------------|
| 理 事      | 東海林孝雄 | 天童市大字田麦野740    |
| 同        | 原田秀一  | 同 大字川原子2981    |
| 同        | 滝口徳雄  | 同 大字山口4052 - 7 |

山形県告示第603号

平成19年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成19年6月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林 | 皆伐面積の限度 |
|---------------------------------|---------|
|                                 | ヘクタール   |
| 日向川水源かん養保安林                     | 313.75  |
| 相沢川                             | 113.56  |
| 田川地区                            | 468.39  |
| 五十川～鼠ヶ関川                        | 87.11   |
| 鮭川                              | 590.17  |
| 小国川                             | 334.76  |
| 銅山川～角川                          | 380.34  |
| 北村山地区                           | 482.61  |
| 寒河江川                            | 214.52  |
| 月布川～朝日川                         | 103.82  |
| 山形地区                            | 254.97  |
| 白川                              | 405.70  |
| 荒川                              | 409.02  |
| 置賜地区                            | 501.43  |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |        |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--------|
| 前 |   | 川 |   |   | 同 |   |   |   | 25.06  |
| 日 | 向 | 川 | 土 | 砂 | 防 | 備 | 保 | 安 | 林      |
| 相 | 沢 | 川 |   |   | 同 |   |   |   | 11.76  |
| 田 | 川 | 川 |   |   | 同 |   |   |   | 15.26  |
| 五 | 地 | 区 |   |   | 同 |   |   |   | 340.24 |
| 十 | 鼠 | 川 |   |   | 同 |   |   |   | 142.75 |
| 鯉 | ヶ | 川 |   |   | 同 |   |   |   | 36.41  |
| 小 | 国 | 川 |   |   | 同 |   |   |   | 38.33  |
| 銅 | 山 | 川 |   |   | 同 |   |   |   | 31.50  |
| 北 | 川 | 川 |   |   | 同 |   |   |   | 431.45 |
| 寒 | 山 | 区 |   |   | 同 |   |   |   | 57.86  |
| 月 | 村 | 川 |   |   | 同 |   |   |   | 25.26  |
| 山 | 河 | 川 |   |   | 同 |   |   |   | 112.54 |
| 白 | 布 | 川 |   |   | 同 |   |   |   | 504.32 |
| 荒 | 川 | 区 |   |   | 同 |   |   |   | 59.26  |
| 置 | 形 | 川 |   |   | 同 |   |   |   | 306.18 |
| 前 | 賜 | 区 |   |   | 同 |   |   |   | 25.38  |
| 遊 | 地 | 川 |   |   | 同 |   |   |   | 22.82  |
| 酒 | 佐 | 町 | 飛 | 砂 | 防 | 備 | 保 | 安 | 林      |
| 鶴 | 田 | 市 |   |   | 同 |   |   |   | 22.34  |
| 遊 | 岡 | 市 | 防 | 風 | 同 |   |   |   | 3.82   |
| 酒 | 佐 | 町 |   |   | 保 |   | 安 |   | 0.62   |
| 酒 | 田 | 市 | 干 | 害 | 防 | 備 | 保 | 安 | 林      |
| 鶴 | 田 | 市 |   |   | 同 |   |   |   | 8.68   |
| 庄 | 岡 | 市 |   |   | 同 |   |   |   | 13.06  |
| 戸 | 内 | 町 |   |   | 同 |   |   |   | 1.14   |
| 舟 | 沢 | 村 |   |   | 同 |   |   |   | 16.30  |
| 鯉 | 形 | 町 |   |   | 同 |   |   |   | 1.64   |
| 最 | 川 | 村 |   |   | 同 |   |   |   | 0.94   |
| 大 | 上 | 町 |   |   | 同 |   |   |   | 12.98  |
| 村 | 蔵 | 村 |   |   | 同 |   |   |   | 2.84   |
| 東 | 山 | 市 |   |   | 同 |   |   |   | 3.08   |
| 寒 | 根 | 市 |   |   | 同 |   |   |   | 4.24   |
| 朝 | 河 | 市 |   |   | 同 |   |   |   | 8.92   |
| 大 | 日 | 町 |   |   | 同 |   |   |   | 1.58   |
| 山 | 江 | 町 |   |   | 同 |   |   |   | 11.14  |
| 上 | 形 | 市 |   |   | 同 |   |   |   | 2.82   |
| 天 | 山 | 市 |   |   | 同 |   |   |   | 0.61   |
| 米 | 童 | 市 |   |   | 同 |   |   |   | 3.60   |
| 小 | 沢 | 市 |   |   | 同 |   |   |   | 4.52   |
| 飯 | 国 | 町 |   |   | 同 |   |   |   | 13.00  |
| 白 | 豊 | 町 |   |   | 同 |   |   |   | 1.06   |
| 高 | 鷹 | 町 |   |   | 同 |   |   |   | 1.12   |
| 鶴 | 島 | 町 |   |   | 同 |   |   |   | 17.78  |
| 鶴 | 岡 | 市 | 魚 | づ | き | 保 | 安 |   | 林      |
| 最 | 岡 | 市 | 保 | 健 |   | 保 | 安 |   | 林      |
| 村 | 上 | 町 |   |   | 同 |   |   |   | 0.12   |
| 東 | 山 | 市 |   |   | 同 |   |   |   | 0.24   |
| 尾 | 根 | 市 |   |   | 同 |   |   |   | 0.60   |
| 寒 | 花 | 市 |   |   | 同 |   |   |   | 24.10  |
|   | 河 | 市 |   |   | 同 |   |   |   | 3.34   |
|   | 江 | 市 |   |   | 同 |   |   |   | 18.14  |

|   |   |   |   |       |
|---|---|---|---|-------|
| 大 | 江 | 町 | 同 | 6.40  |
| 天 | 童 | 市 | 同 | 16.54 |
| 上 | 山 | 市 | 同 | 0.80  |

山形県告示第604号

次の開発行為は、完了した。

平成19年6月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年3月27日 指令村総建第5028号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市神町西三丁目1044番、1081番2、5786番1、5796番1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
天童市糠塚二丁目2番1号  
有限会社 弘栄不動産

山形県告示第605号

次の開発行為は、完了した。

平成19年6月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年4月11日 指令村総建第5001号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
寒河江市中央工業団地156番1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
寒河江市中央一丁目9番45号  
寒河江市土地開発公社

**教育委員会関係**

告 示

山形県教育委員会告示第9号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成19年6月1日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

| 種 別 | 名 称    | 員 数 | 所 有 者    | 所 有 者 の 住 所 |
|-----|--------|-----|----------|-------------|
| 建造物 | 熊野神社拝殿 | 1棟  | 宗教法人熊野神社 | 南陽市宮内       |

## 山形県教育委員会告示第10号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第5条第1項の規定により、次の山形県指定有形文化財の指定を解除する。

平成19年6月1日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

| 種別   | 名称           | 員数 | 旧所有者 | 旧所有者の住所 |
|------|--------------|----|------|---------|
| 絵画の部 | 紙本淡彩<br>蘇東坡図 | 1幅 | 阿部勝治 | 村山市楯岡   |

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年6月1日

山形県置賜総合支庁長 齋藤 忠男

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁201会議室  
(2) 日 時 平成19年6月22日(金) 午前10時30分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 32,000リットル  
(2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 K2205 重油に規定するもののうち1種2号に限る。  
(3) 契約期間及び納入方法 平成19年7月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。  
(4) 納入場所 米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁  
(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。  
(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。  
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。  
(5) 県内に本店又は営業所等を有すること。  
(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁総務企画部総務課予算係 電話番号0238(26)6006  
(2) 入札説明書の交付場所等 山形県置賜総合支庁総務企画部総務課予算係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書を平成19年6月13日（水）午後3時までに山形県置賜総合支庁総務企画部総務課予算係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成19年6月1日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 試験の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         |
|---------------|-------------|
| 平成19年8月24日（金） | 庄内総合支庁（本庁舎） |
| 平成19年9月16日（日） | 村山総合支庁（本庁舎） |

#### 2 時 間

午前9時から午後5時まで

#### 3 受験資格

県内に住所を有する者で、平成19年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において20歳未満の者を除く。

#### 4 受験手続

##### (1) 提出書類

- イ 狩猟免許申請書
- ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し）
  - (イ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
  - (ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - (ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(イ)及び(ロ)に該当する者を除く。）
- ハ 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

##### (2) 提出先

文化環境部みどり自然課

##### (3) 提出期間

- イ 8月24日に実施する試験を受験する場合 7月30日（月）から8月17日（金）まで
- ロ 9月16日に実施する試験を受験する場合 8月20日（月）から9月7日（金）まで

#### 5 その他

詳細については、文化環境部みどり自然課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成19年6月1日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 適性試験及び講習の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         | 受 験 者 の 居 住 地                        |
|---------------|-------------|--------------------------------------|
| 平成19年7月11日(水) | 置賜総合支庁(本庁舎) | 置賜総合支庁管内の市町                          |
| 平成19年7月31日(火) | 最上総合支庁(本庁舎) | 最上総合支庁管内の市町村                         |
| 平成19年8月23日(木) | 庄内総合支庁(本庁舎) | 庄内総合支庁管内の市町                          |
| 平成19年8月3日(金)  | 村山総合支庁(本庁舎) | 主に山形市、寒河江市、河北町、西川町、朝日町及び大江町          |
| 平成19年9月14日(金) | 村山総合支庁(本庁舎) | 主に上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町及び大石田町 |

#### 2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が平成19年9月14日の狩猟免許を所持する者

#### 3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にとっては当該許可証の写し及び第2号に掲げる書類)を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

(1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。) てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(イ及びロに該当する者を除く。)

(2) 写真(申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

#### 4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年6月1日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

山形県建設事業情報総合管理システム運用管理支援業務 一式

#### 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県土木部建設企画課

山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673

#### 3 随意契約の相手方を決定した日 平成19年4月1日

- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市東山形一丁目6番26号
- 5 随意契約に係る契約金額 32,550,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

---

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年6月1日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                | 規格   |                                | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 摘要     |                                        |     |
|------------------|--------------------|------|--------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|-----|
|                  |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用品<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |        | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |     |
| 県営鈴川第二ア<br>パート1号 | 山形市鈴川町三<br>丁目18-48 | 3K   | 44.4                           | 1    | 一般用 | 12,100                  | 14,600                                 | 17,300                                 | 19,700                                 | 19,700                                 | 19,700 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額               | 单身可 |
| 同 2号             | 同 18-51            | 3K   | 44.4                           | 2    | 同   | 12,500                  | 15,200                                 | 17,900                                 | 19,100                                 | 19,100                                 | 19,100 |                                        | 单身可 |
| 同 3号             | 同 17-25            | 3K   | 44.4                           | 1    | 同   | 12,300                  | 14,900                                 | 17,600                                 | 19,800                                 | 19,800                                 | 19,800 |                                        | 单身可 |
| 同 五十鈴アバ<br>ート1号  | 同 大野目二<br>丁目2-52   | 3K   | 51.2                           | 1    | 同   | 14,900                  | 18,100                                 | 21,400                                 | 24,700                                 | 26,000                                 | 26,000 |                                        |     |
| 同 2号             | 同 2-50             | 3K   | 51.2                           | 1    | 同   | 14,900                  | 18,100                                 | 21,400                                 | 24,700                                 | 26,000                                 | 26,000 |                                        |     |
| 同 3号             | 同 2-46             | 3K   | 51.2                           | 1    | 同   | 14,900                  | 18,100                                 | 21,400                                 | 24,700                                 | 26,000                                 | 26,000 |                                        |     |
| 同 南山形アバ<br>ート4号  | 同 南松原一丁<br>目9-1    | 3K   | 39.9                           | 1    | 同   | 10,200                  | 12,400                                 | 14,600                                 | 15,800                                 | 15,800                                 | 15,800 |                                        | 单身可 |
| 同 馬尻ヶ崎ア<br>パート2号 | 同 円心寺21<br>-26     | 3DK  | 59.3                           | 2    | 同   | 18,200                  | 22,100                                 | 26,100                                 | 30,100                                 | 34,800                                 | 35,200 |                                        |     |
| 同 桧町アパー<br>ト2号   | 同 桧町四丁<br>目12-20   | 3DK  | 64.2                           | 1    | 同   | 21,500                  | 26,100                                 | 30,900                                 | 35,600                                 | 41,100                                 | 44,400 |                                        |     |
| 同 あたごアバ<br>ート    | 同 小白川町五<br>丁目27-15 | 3LDK | 71.9                           | 3    | 同   | 28,900                  | 35,100                                 | 41,500                                 | 47,900                                 | 55,300                                 | 63,500 |                                        |     |
| 同 鶯ヶ袋アバ<br>ート1号  | 上山市旭町二丁<br>目7-1    | 3DK  | 54.6                           | 1    | 同   | 13,500                  | 16,300                                 | 19,300                                 | 22,300                                 | 25,800                                 | 29,600 |                                        |     |
| 同 長清水アバ<br>ート2号  | 同 長清水一<br>丁目10-12  | 3DK  | 69.4                           | 1    | 同   | 22,300                  | 27,100                                 | 32,000                                 | 36,900                                 | 42,700                                 | 49,000 |                                        |     |
| 同 天童駅西ア<br>パート2号 | 天童市駅西二丁<br>目2-30   | 3DK  | 64.2                           | 1    | 同   | 19,700                  | 23,800                                 | 28,200                                 | 32,600                                 | 37,600                                 | 43,200 |                                        |     |
| 同 3号             | 同 2-31             | 3DK  | 61.0                           | 1    | 同   | 18,900                  | 23,000                                 | 27,200                                 | 31,400                                 | 36,300                                 | 41,600 |                                        |     |

|                  |                            |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |
|------------------|----------------------------|------|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 同 天童南部ア<br>パート1号 | 同 南町三丁<br>目18-1            | 3LDK | 79.9 | 1 | 同 | 29,500 | 35,800 | 42,300 | 48,800 | 56,400 | 64,700 |
| 同 4号             | 同 18-4                     | 3LDK | 79.9 | 1 | 同 | 29,800 | 36,200 | 42,800 | 49,400 | 57,100 | 65,500 |
| 同 中原アパー<br>ト1号   | 東村山郡中山町<br>大字長崎881-<br>2   | 3DK  | 69.4 | 1 | 同 | 22,600 | 27,400 | 32,400 | 37,400 | 43,200 | 49,600 |
| 同 2号             | 同                          | 3DK  | 69.4 | 1 | 同 | 22,900 | 27,800 | 32,800 | 37,900 | 43,800 | 50,300 |
| 同 長崎アパー<br>ト     | 同 8035-<br>205             | 3DK  | 62.8 | 2 | 同 | 16,500 | 20,000 | 23,600 | 27,300 | 31,500 | 36,200 |
| 同 南寒河江ア<br>パート2号 | 寒河江市大字高<br>屋字西浦100-<br>5   | 3DK  | 64.2 | 1 | 同 | 18,300 | 22,200 | 26,300 | 30,300 | 35,000 | 40,200 |
| 同                | 同                          | 3DK  | 62.6 | 1 | 同 | 17,900 | 21,700 | 25,600 | 29,600 | 34,200 | 39,200 |
| 同 塩水アパー<br>ト5号   | 寒河江市大字寒<br>河江字塩水46-<br>1   | 3DK  | 70.7 | 1 | 同 | 24,200 | 29,400 | 34,700 | 40,100 | 46,300 | 53,100 |
| 同 谷地アパー<br>ト2号   | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1 | 2LDK | 71.1 | 1 | 同 | 21,900 | 26,600 | 31,500 | 36,300 | 41,900 | 48,200 |
| 同 尾花沢アパ<br>ート    | 尾花沢市新町一<br>丁目9-36          | 3DK  | 62.6 | 1 | 同 | 19,500 | 23,600 | 27,900 | 32,200 | 37,200 | 42,800 |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障がい者がある場合には、その障がい者1人につき 270,000円(その者が特別障がい者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成19年6月6日～同月12日まで(月曜日は休館となります。)(受付時間AM10:00～PM6:00)(ただし、郵送の場合は、平成19年6月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成19年8月1日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立米沢工業高等学校教育用電子計算機組織の賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年6月1日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 米沢市大字川井300番地 山形県立米沢工業高等学校大会議室(2階)
- (2) 日 時 平成19年7月11日(水) 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立米沢工業高等学校教育用電子計算機組織の賃貸サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年8月1日から平成24年7月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金のうち8箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成19年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成19年1月30日付け県公報第1811号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

米沢市大字川井300番地 山形県立米沢工業高等学校事務部 電話番号0238(28)7050

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成19年6月29日(金)正午までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) 入札に付する役務の仕様書の説明会の開催日時及び場所
  - イ 日時 平成19年6月8日(金)午後3時30分から
  - ロ 場所 米沢市大字川井300番地 山形県立米沢工業高等学校大会議室(2階)
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関

する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約については、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured:Lease service of a computer for Yamagata Prefectural Yonezawa Technical High School : One set

(2) Time-limit for tender : 10:00A.M., July 11, 2007

(3) Contact point for the notice:Yamagata Prefectural Yonezawa Technical High School , 300kawai , Yonezawa-shi , Yamagata-ken 992-0117 Japan TEL:0238-28-7050

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成19年6月1日

山形県公安委員会

委員長 吉田 美智子

#### 1 審査の種類

##### (1) 技能検定員審査

ア 技能検定員審査(大型)

イ 技能検定員審査(中型)

ウ 技能検定員審査(普通)

エ 技能検定員審査(大特)

オ 技能検定員審査(大自二)

カ 技能検定員審査(普自二)

キ 技能検定員審査(牽引)

ク 技能検定員審査(大型二種)

ケ 技能検定員審査(中型二種)

コ 技能検定員審査(普通二種)

##### (2) 教習指導員審査

ア 教習指導員審査(大型)

イ 教習指導員審査(中型)

ウ 教習指導員審査(普通)

エ 教習指導員審査(大特)

オ 教習指導員審査(大自二)

カ 教習指導員審査(普自二)

キ 教習指導員審査(牽引)

ク 教習指導員審査(大型二種)

ケ 教習指導員審査(中型二種)

コ 教習指導員審査(普通二種)

#### 2 審査の期日及び場所

##### (1) 期 日

平成19年7月2日(月)から同月6日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

##### (2) 場 所

天童市大字高揃1300番地 山形県総合交通安全センター

#### 3 審査の申請手続

##### (1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程(昭和53年6月県公安委員会告示第15号)第5条に規定する書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)に提出すること。

##### (2) 申請の受付期間及び受付時間

平成19年6月11日(月)から同月15日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

## 4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

## 5 その他

詳細については、運転免許課(電話023-655-2150)に問い合わせること。

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習」という。)を次のとおり実施する。

平成19年6月1日

山形県公安委員会

委員長 吉田 美智子

## 1 講習の区分

警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項第3号に規定する警備業務に係る特例措置講習

## 2 講習の期間及び場所

## (1) 期間

平成19年7月25日(水)から同月27日(金)までの3日間

## (2) 場所

山形市東古館123番地 協同の杜JA研修所

## 3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正法」という。)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者であって、現に山形県の区域内に設けられている営業所において本特例措置講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者

## 4 定員

30人

## 5 受講手続

## (1) 事前申込み

受講希望者は、山形県警察本部の事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。

## ア 事前申込受付期間

平成19年6月20日(水)から同月26日(火)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで。

## イ 事前申込専用電話の電話番号

023(630)2937

## ウ 事前申込者数が、定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。

## (2) 受講申込書の提出

ア 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者は居住地を管轄する警察署、山形県外に居住する者は山形県内の最寄の警察署に、次に掲げる書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付したもの)を直接持参すること。

## (ア) 旧資格者証の写し

(イ) 警備員指導教育責任者として選任されている者であることを疎明する書面(改正法附則第4条に規定する届出書の写しがある場合は、その写し)

## イ 提出期間

平成19年6月20日(水)から同月27日(水)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

## ウ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、14,000円に相当する山形県証紙で納付すること。

既納の受講手数料については還付しない。

## 6 その他

- (1) 講習は、社団法人山形県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の初日は、午前9時30分までに受付を終えること。
- (3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。
- (4) 講習終了後、修了考査を行う。
- (5) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話023(626)0110内線3032)又は山形県内の各警察署に行うこと。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、これらの落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年6月1日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

- 1 (1) 落札に係る特定調達役務の名称及び数量  
山形県立新庄病院院内清掃等業務 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院総務課 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- (3) 落札者を決定した日 平成19年3月19日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
株式会社キョウワ・コミュニティ 宮城県仙台市青葉区一番町2-8-18
- (5) 落札金額 31,500,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。)第3条の公告を行なった日 平成19年2月6日
- 2 (1) 落札に係る特定調達役務の名称及び数量  
山形県立新庄病院基準寝具、病衣、ICU当直医師用等寝具及びストレッチャーシート賃貸借 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院総務課 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- (3) 落札者を決定した日 平成19年3月19日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
ワタキューセイモア株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区上愛子字上遠野原9-51
- (5) 落札金額

|            |         |
|------------|---------|
| 基準寝具       | 94.50円  |
| 病衣         | 43.05円  |
| 当直医師用寝具    | 32.55円  |
| ストレッチャーシート | 194.25円 |
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行なった日 平成19年2月6日
- 3 (1) 落札に係る特定調達役務の名称及び数量  
A重油(JIS1種2号) 1,110キロリットル(予定数量)
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院医事経営課 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- (3) 落札者を決定した日 平成19年3月27日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
富士鉱油株式会社酒田支店 山形県酒田市船場町2-3-50
- (5) 落札金額 55.125円(1リットルあたり)
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行なった日 平成19年2月9日

## そ の 他

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による山形県知事の委任に係る平成19年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成19年6月1日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 三 澤 眞

### 1 試験の日時

平成19年10月21日(日) 午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの(以下「登録講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで

### 2 試験の場所

受験申込み受付の際、指定する。

### 3 試験の内容

#### (1) 内容

おおむね次の事項について行う。

イ 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

ロ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ハ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

ニ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

ホ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

ヘ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

ト 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、イ及びホに掲げる事項に関する問題を免除する。

#### (2) 出題法令の適用期日

平成19年4月1日現在施行されている法令

### 4 試験の方法及び出題数

#### (1) 方法

4肢択一式の筆記試験による。

#### (2) 出題数 50問

ただし、登録講習修了者については、45問とする。

### 5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

### 6 受験申込み

#### (1) インターネットによる申込み

##### イ 試験案内の掲載

###### (イ) 掲載期間

平成19年7月2日(月)から同月17日(火)まで

###### (ロ) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.retio.or.jp>)

##### ロ 申込期間

平成19年7月2日(月) 午前9時30分から同月17日(火)午後9時59分まで

##### ハ 申込方法

(イ) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.retio.or.jp>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力する。

(ロ) 顔写真ファイル(平成19年4月1日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景のものでJPE G形式のも

の)を添付する。

二 受験手数料

7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する(事務手数料は、本人負担)。

(2) 郵送による申込み

イ 試験案内及び受験申込書の配布

(イ) 配布期間

平成19年7月2日(月)から同月31日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

(ロ) 配布場所

社団法人山形県宅地建物取引業協会本部及び各支部

ロ 申込期間

平成19年7月2日(月)から同月31日(火)までの日付けの消印があるものに限り受け付ける。

ハ 提出書類

(イ) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはったもの)

(ロ) 顔写真1葉(平成19年4月1日以降に撮影した無帽、正面、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル。ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの)

(ハ) 登録講習修了者については、(イ)及び(ロ)に加えて登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)

二 受験手数料

7,000円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。

ホ 郵送先及び郵送方法

社団法人山形県宅地建物取引業協会あて、配達記録郵便で申し込む。

7 合格発表

(1) 発表の期日

平成19年12月5日(水)

(2) 発表の方法

申込書配布場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

8 試験に関する問い合わせ

土木部建築住宅課(電話023(630)2154)又は社団法人山形県宅地建物取引業協会(電話023(623)7502)